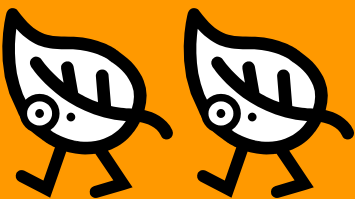


JAS法改正の概要

2023年10月6日

農林水産省基準認証室

酒瀬川 智代



有機加工食品のJAS

化学的に合成された添加物等は極力避ける

原材料は、95%以上が有機のもの

薬剤により汚染されないよう管理

遺伝子組換え技術を使用しない



国際基準に準拠した基準

この講義でお話しする内容

1. 有機酒類がJAS法の対象に
2. JAS法における信頼性確保
3. 有機酒類を輸入するには？（概要）



1. 有機酒類がJAS法の対象に

有機酒類がJAS法の対象になりました

2022年10月1日から
有機酒類に有機JASマークの
表示が可能になりました！

有機酒類を有機加工食品の
有機原材料としてカウント可能に



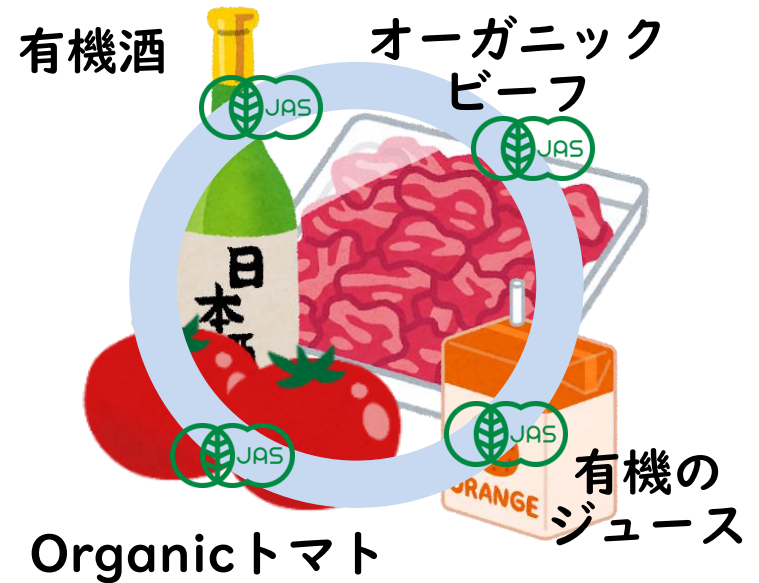
認証機関名
認証番号



有機JASマーク
と有機表示は
セットです

〔 表示方法については
他の講義で解説があります 〕

JASマークの表示と「有機」表示の規制



農産物、畜産物、これらの加工食品は有機JASマークがないと「有機」や「オーガニック」これらと紛らわしい表示はできない
(Organicと表示されたものを輸入してそのまま販売することも不可)

有機JASマークを付けるには有機JASの「認証」を受けて
有機JASに適合した方法で生産・製造又は輸入することが必要

有機酒類の表示規制が始まるのは2025年10月から

2. JAS法における信頼性確保

「有機」表示規制の意義

消費者は、有機JASマークに基づく
合理的な商品選択が可能に

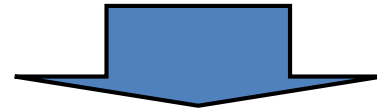


諸外国や他の有機加工食品と同様の扱い

表示規制開始：有機農産物やその加工食品は2001年4月～
有機畜産物やその加工食品は2020年7月～
有機酒類は2025年10月～

認証とは

要求事項を満たしていることを
第三者が証明する仕組み



信頼性

有機JAS制度の仕組み

JAS法（法律・政令・省令）

財務大臣・農林水産大臣

申請

登録

- ISO/IEC 17065等の登録基準に適合しているかどうかを審査
- 適合している場合は登録

ISO/IEC 17011に準拠して
FAMICがチェック！

登録認証機関

申請

認証

- 認証の技術的基準に適合しているかどうか審査
- 適合している場合は認証

認証事業者

生産行程についての検査方法

格付



- 生産行程がJAS規格に適合しているかを検査
- 適合している場合はJASマークをつける

JASマーク製品の流通

表示の様式及び表示の方法

認証取得のために大切なこと

認証：要求事項を満たしていることを第三者が証明

そのために事業者は

1. **役割** を決めて管理できる体制を作ること
(生産行程管理**責任者**、格付**担当者** 等)
2. **文書** にした方法に従って管理すること
(内部**規程**・格付**規程**に従った管理)
3. **根拠** を提示できること
(適合性の根拠：種子、肥料の資材**証明** 等)
(実行の根拠：資材の納品書、出荷**伝票** 等)
4. **記録** を作成すること！！



第三者が客観的に判断できるように示すことが大切

第三者（登録認証機関）の要件

ISO/IEC 17065

信頼性

公平性

- 公平性のリスクの特定、公平性委員会の設置
- コンサルタントや有機品の販売を行わない

力量

- 検査員や判定員の力量の基準をもつ
- 力量の管理手順をもち、教育・訓練等を行う

責任

- 認証、維持、取消し等の決定に責任をもつ

透明性

- 業務規程に従って業務を行う
- 必要な情報提供を行う

機密保持

- 機密保持の取り決めをもつ

認証業務の管理

- 要求事項に従い認証プロセスを管理する
- 苦情を決められた手順で適切に処理する

管理システム

- 文書・記録の管理を行う
- 内部監査、マネジメントレビューを行う
- 是正処置・予防処置を行う

継続的改善

FAMICによる登録認証機関の調査・検査

登録認証機関の登録・更新の調査（更新は4年ごと）
登録要件を満たしているかを確認

調査プログラムに基づく調査（年に1回が基本）
認証業務が適正に行われているかを確認

事業所調査



立会調査



格付品検査



農林水産大臣の指示による立入検査（必要なとき）
案件に応じ必要な事項を確認

信 頼 性

3. 有機酒類を輸入するには？

“Organic”等と表示された有機酒類を 外国から輸入・販売するには

次のいずれかの方法

1. JAS認証品を輸入する

JASマークが付されたものを輸入

- 外国の製造業者等がJAS認証を取得し、JASマークを貼付
- 日本の輸入業者は認証不要

2. 同等国から同等国の認証品を輸入する

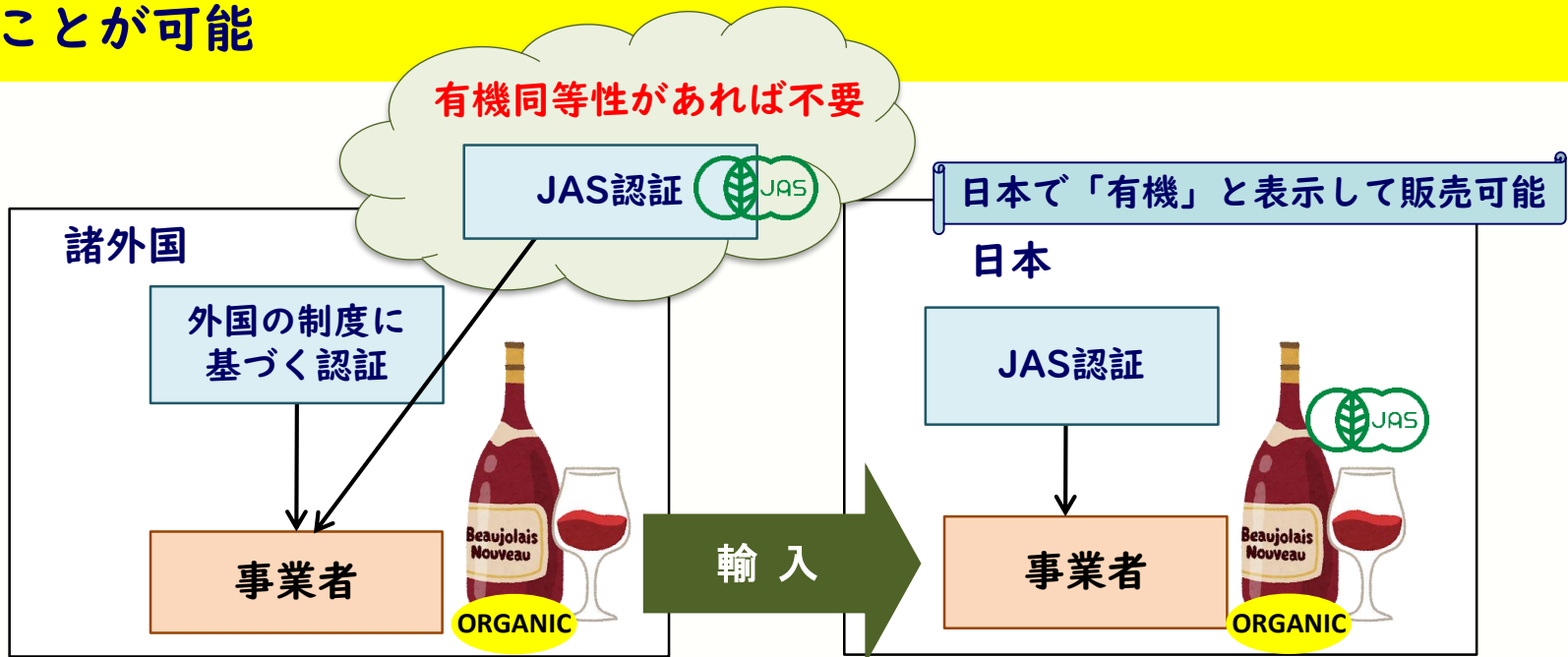
所定の証明書が添付されたものを輸入

- 同等国の製造業者等が同等国の認証を取得し、証明書を添付
- 日本の輸入業者がJAS認証を取得し、証明書を確認して
有機JASマークを貼付

- ✓ 有機同等性の承認が行われていない国からの輸入は1の方法のみ可能
- ✓ 2025年9月30日までは、有機JASマークは付さず、国税庁の「酒類における有機の表示基準」に従い「有機」等の表示が可能

有機同等性について

- 諸外国の多くは「有機」表示を規制
(その国の有機認証を取得しないと「有機」と表示できない)
- 有機同等性：国同士で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能



2023年10月現在、有機同等性の相互承認が行われている国は、EU (27か国) *1、英国*1、米国、スイス、カナダ*2、台湾*1

*1：有機畜産物とその加工食品は除く

*2：有機酒類を含む

